

情報提供日	令和7年9月26日(金)
主管課	宮崎県選挙管理委員会 (市町村課選挙担当)
担当	増田、森
電話番号	0985-26-7024
内線	3700、3701

## 発表事項：令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の宮崎県第一区から第三区に係る人口比例選挙請求上告事件の最高裁判所判決及び宮崎県選挙管理委員会委員長の談話

このことについて、本日、最高裁判所の判決言渡しがありましたのでお知らせします。  
 なお、当該訴訟においては、鹿児島県の小選挙区に係る選挙無効も併せて請求されていますが、以下は本県の小選挙区に係る部分のみ記載します。

### (上告審の概要)

事件の表示	最高裁判所 令和7年(行ツ)第141号 人口比例選挙請求上告事件
提起日	令和7年3月4日
上告人	宮崎県第一区、第二区及び第三区の選挙人
被上告人	宮崎県選挙管理委員会
上告の趣旨	原判決を破棄し、 「1 令和6年10月27日に行われた衆議院(小選挙区選出)議員選挙の宮崎県第1区から第3区における選挙を無効とする。 2 訴訟費用は第一審被告らの負担とする」 との判決を求める。
主文	1 本件各上告を棄却する。 2 各上告費用は各上告人らの負担とする。

### (原審の概要)

事件の表示	福岡高等裁判所宮崎支部 令和6年(行ケ)第1号 人口比例選挙請求事件
提起日	令和6年10月28日
原告	宮崎県第一区、第二区及び第三区の選挙人
被告	宮崎県選挙管理委員会
請求の趣旨	1 令和6年10月27日に行われた衆議院(小選挙区選出)議員選挙の宮崎県第1区乃至第3区における選挙を無効とする。 2 訴訟費用は被告らの負担とする との判決を求める。
判決日	令和7年2月21日
主文	1 原告らの請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

### 【宮崎県選挙管理委員会委員長の談話】

判決内容の詳細を承知しておりませんが、上告人らの請求が棄却され、私どもの主張に御理解を頂いたものと認識しております。

宮崎県選挙管理委員会 委員長 成合 修なりあい おさむ